

各 位

株式会社 木曾路

弊社に対する措置命令に関するお詫びとお知らせ

弊社は、平成26年10月15日、消費者庁から、弊社が運営する飲食店においてお客様に提供する料理（以下「本件料理」といいます。）に係る表示の一部に関して、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）第4条第1項第1号に違反するとして、同法第6条の規定に基づき措置命令を受けました。

ここに改めまして、お客様ならびに関係各位に多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 消費者庁に認定された事実

弊社は、弊社が運営する「木曾路北新地店」と称する飲食店において一般消費者の皆様にご提供に当たり、平成24年8月頃から平成26年8月15日までの間、例えば、「松阪牛しゃぶしゃぶコース」と称する本件料理について、メニューにおいて、「松阪牛 入荷いたしました 木曾路が目利きした、最高級の松阪牛をお楽しみ下さい。」と記載した上で「松阪牛しゃぶしゃぶコース」と記載するなど、あたかも、前記料理に松阪牛を使用しているかのように示す表示をしていました。しかし、実際には、平成24年12月頃から平成26年7月17日までの間、前記料理にあっては、大部分については、松阪牛ではない和牛の肉を使用していました。

また、弊社が運営する「木曾路神戸ハーバーランド店」と称する飲食店において一般消費者の皆様にご提供に当たり、平成25年8月10日から同年12月31日までの間、例えば、「松茸としゃぶしゃぶコース 松阪華（松阪牛）」と称する本件料理について、メニューにおいて、「松阪華（松阪牛）」と記載するなど、あたかも、前記料理に松阪牛を使用しているかのように示す表示をしていました。しかし、実際には、前記料理にあっては、一部については、松阪牛ではない和牛の肉を使用していました。

これらの表示は、本件料理の内容について、一般消費者の皆様に対し、実際のものより著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

（景品表示法違反と認定されたメニュー等の詳細については、消費者庁ホームページ：
〔http://www.caa.go.jp/representation/pdf/141015premiums_1.pdf〕 をご参照ください）。

2. 命令の内容

- (1) 上記1. 記載の事項を一般消費者に周知徹底すること
- (2) 今後、本件料理又はこれと同種の料理の取引に関し、上記1. 記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを弊社の役員及び従業員に周知徹底すること
- (3) 今後、本件料理又はこれと同種の料理の取引に関し、上記1. 記載の表示と同様の表示を行うことにより、当該料理の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしないこと
- (4) 前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告すること

3. 弊社の取り組みならびにお客様への対応について

この度措置命令の処分を受けましたメニュー等の表示につきましては、自主的な調査の後、平成26年8月末までに適正な表示に修正しております。弊社は、措置命令を受けたことを真摯に受け止め、既に取り組んでいる再発防止策をさらに拡充してまいります。

なお、この度措置命令の対象となった料理を含め、弊社が運営する飲食店においてメニュー表示と異なった食材を使用した商品をご利用いただきましたお客様には、既にこの8月から返金を実施しております。